



鳥労発基 0501 第 8 号
令和 6 年 5 月 1 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 79 号）については、令和 6 年 4 月 25 日に公布され、令和 8 年 7 月 1 日から施行（一部規定については、令和 6 年 7 月 1 日から施行）することとされたところです。

今般、その改正の趣旨、内容等について、別添のとおり令和 6 年 4 月 25 日付け基発 0425 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

